11 月定例所長会見における発電所長挨拶内容

所長の設楽でございます。

福島第一原子力発電所の事故から5年8ヶ月が経とうとしております。今なお、福島県の皆さま、新潟県の皆さま、そして広く社会の皆さまに、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、あらためまして心よりお詫び申し上げます。

本日、私からは3点、お話しをさせていただきます。

まず始めに、原子力規制委員会による適合性審査の対応状況についてです。地震・津波側の審査は、9月30日にまとめのご審議をいただき、ほぼ全ての論点について概ねご理解頂けたものと認識しております。また、耐震設計につきましては、ご説明に少し時間は要したものの、当社からご提示していた建屋地震応答解析モデルについて、ご了承頂くことができました。

至近の状況としましては、液状化の影響や、既存の免震重要棟における活動が困難になった場合においても、滞りなく対応を可能とするための施設である緊急時対策所の設置場所の変更等について、議論が行われております。

1号機~4号機側の荒浜側防潮堤につきましては、建設当初より液状化の影響を考慮し、地盤改良を行った上で、十分な保守性を持って建設してまいりましたが、その後の適合性審査での議論を踏まえ、これまでの解析結果から地盤改良等の相応の対策が必要と判断いたしました。

このため、3 号機原子炉建屋内に整備していた緊急時対策拠点について、6 号機、7 号機の安全性を可能な限り早期に確保する観点から、5 号機の原子炉建屋内に整備することといたしました。

当社としては、設置場所の変更に伴い修正が必要な審査資料を 速やかに準備し、説明していきたいと考えており、引き続き、審 査に真摯に対応してまいります。

二点目は、労働安全衛生法に係る対応についてです。

先般、労働安全衛生法に関する届出の手続きが、一部で適切に 行われていなかったこと、また、同法に基づくタンク等の内部検 査に関し、代替方法で検査した場合の記録が残されていないケー スがあること等を確認したため、速やかに再発防止対策を取りま とめ、公表させていただきました。

当社は、これまでにも法令やマニュアルの遵守や業務の改善に継続的に取り組んできているところですが、この度の事案は、担当者が、日頃の業務について問題点や改善点がないか改めて見つめ直すことで誤りに気付いたものです。

改善につなげていく姿勢については、少しづつ着実に所員に培われてきているものと考えておりますが、一方で、業務管理の仕組みが必ずしも十分ではなかったことも確認しておりますので、引き続き、この度取りまとめました再発防止対策に確実に取り組んでまいります。

最後に、サービスホール秋のイベントと「き・な・せ収穫祭」 の開催についてです。

今月 23 日にサービスホールにて秋のイベントを開催いたします。今回は、ご家族で体を動かしながら楽しめるリズムショーや地元のかしわハンズさんによる手作りパンの出張販売などが行われます。

2016年11月10日

また、今月26日には刈羽ふれあいサロン「き・な・せ」において、収穫祭を開催いたします。当日は、地元農家の皆さまによる直売所での秋冬野菜と新米の直売と手打ちうどん作りの体験教室が開催される予定です。

これらのイベントにご参加された皆さまへは、発電所構内への ご案内もあわせて行わせていただく予定としております。

今後も地域の皆さまとのふれあいの場を大切にしながら、また、 発電所の安全性向上に向けた取り組みについて、より多くの方々 に知っていただけるよう、引き続き努めてまいります。

本日、私からは以上です。

以上